

○加西市土地改良事業等分担金徴収条例

昭和45年12月23日条例第35号

改正

昭和58年3月23日条例第5号
平成2年10月1日条例第17号
平成22年12月22日条例第27号
平成30年3月26日条例第15号

加西市土地改良事業等分担金徴収条例

加西市土地改良事業等分担金徴収条例(昭和42年加西市条例第57号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、加西市営土地改良事業(以下「市営土地改良事業」という。)、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条の規定により加西市が負担する県営土地改良事業(以下「県営土地改良事業」という。)、農村環境整備事業及び林業振興事業に要する費用に充てるため地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により分担金を徴収することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、市営土地改良事業、県営土地改良事業、農村環境整備事業及び林業振興事業(以下「土地改良事業等」という。)とは、この条例の規定により行なう次に掲げる事業をいう。

- (1) 農地整備事業(農地造成、圃場整備若しくは交換分合又はこれらと一体となつて農地条件の整備を図る事業をいう。)
- (2) かんがい排水施設整備事業
- (3) 農道整備事業
- (4) ため池等整備事業
- (5) 農村総合整備事業
- (6) 林業振興事業
- (7) 農業集落排水事業
- (8) 農用地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧事業
- (9) 山地災害の発生の防止又は復旧に係る治山事業

2 この条例において、受益者とは、当該土地改良事業等にかかる区域内にある土地の所有者又は耕作者その他市長の指定するものをいう。

(分担金の徴収)

第3条 土地改良事業等の施行にかかる地域の受益者から分担金を徴収する。

(分担金の額)

第4条 市営土地改良事業、農村環境整備事業及び林業振興事業の分担金の額は、毎年度加西市が施行する土地改良事業、農村環境整備事業及び林業振興事業に要する費用の額から国又は県から交付を受ける補助金の額を差し引いて得た額のうち、受益に応じて市長が定める。

2 県営土地改良事業の分担金の額は、毎年度県が施行する土地改良事業に要する費用のうち加西市が負担する額のうちから受益に応じて市長が定める。

3 市長が指定する市営土地改良事業、及び知事が指定する県営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の3第3項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあつては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合、又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において当該転用にかかる農地(以下「転用農地」という。)につき、法第3条に規定する資格を有するものから徴収する額は、市営土地改良事業にあつては、当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを、県営土地改良事業にあつては県が国から交付を受けた補助金及び県が負担した額に相当するものを前2項に規定する分担金の賦課算定方式により当該転用農地に割りふつて得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入のうち当該転用農地にかかるものを差引いた額)とする。

(徴収の方法)

第5条 分担金は、毎年度6月、12月又は3月のうち、いずれかの時期に当該年度分の分担金を徴収する。ただし、市長は分担金の徴収を受けるものの申請により、分割納付の方法により徴収することができる。

(徴収の猶予及び減免)

第6条 市長は、天災地変その他特別の事情があると認めたときは、分担金の徴収を受けるものの申請により、分担金の徴収を猶予し、又はその一部を減免することができる。

(補則)

第7条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度以降に新たに工事に着手した土地改良事業等で昭和45年度以降に施行したものから適用する。

2 この条例施行の日以降、加西市土地改良事業等分担金徴収条例(昭和42年加西市条例第57号)の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた分担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年3月23日条例第5号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成2年10月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月22日条例第27号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。
